



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
(環境生活総務課)..... 1

○ 告示

43 保安林の指定の解除 (森林整備課)..... 2
44 林業種苗生産事業者の登録の失効 (")..... 2
45 公共測量の実施 (技術調査課)..... 3

○ 公告

和歌山県植物公園緑花センターの指定管理者の指定 (森林整備課)..... 3
根来山げんきの森の指定管理者の指定 (")..... 3
護摩壇山森林公園の指定管理者の指定 (")..... 3
都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 3

規 則

和歌山県規則第1号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年1月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年和歌山県規則第84号)の一部を次のように改正する。

別記第10号様式の2及び別記第10号様式の7中

「 雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類」を

「 事業管理責任者に関する次に掲げる書類

事業管理責任者が申請者の役員(代表者を含む。)である場合(申請者が地方公共団体である場合を除く。)にあつては、その旨を証する書類

申請者が地方公共団体である場合にあつては、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類

上記に掲げるもの以外の場合にあつては、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類」

「暴力団員でなくなった日から3年」を「暴力団員でなくなった日から5年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

告 示

和歌山県告示第43号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成28年1月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡美浜町大字三尾字大谷2115
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第44号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定による林業種苗生産事業者の事業廃止に伴う登録の失効について、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年1月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所	
			種 穂		苗 木			
	氏名又は 名 称	住 所	採 種	精 選	幼苗の 育 成	幼苗以外の 苗木の育成	名 称	所 在 地
3003	岡田利平	橋本市学文路1262			○	○	岡田利平	橋本市学文路
3013	山内莞治	伊都郡かつらぎ町 花園梁瀬561	○	○	○	○	山内莞治	伊都郡かつらぎ町 花園梁瀬
3019	梶谷又次	伊都郡高野町東富 貴896			○	○	梶谷又次	伊都郡高野町東富 貴
3064	東垣内成則	橋本市学文路147- 3	○	○	○	○	東垣内成則	橋本市学文路
3131	中祥行	伊都郡かつらぎ町 花園梁瀬162	○	○	○	○	中祥行	伊都郡かつらぎ町 花園梁瀬
3138	達谷良章	伊都郡九度山町東 郷220			○	○	達谷良章	伊都郡九度山町東 郷
3141	森下修二	橋本市御幸辻770- 85	○	○	○	○	森下修二	伊都郡高野町細川
3150	上東正明	伊都郡かつらぎ町 花園北寺92	○	○	○	○	上東正明	伊都郡かつらぎ町 花園北寺
3151	守安久右エ門	橋本市高野口町竹 尾119			○	○	守安久右エ門	橋本市高野口町竹 尾
3158	曾根憲一	橋本市学文路1288			○	○	曾根憲一	橋本市学文路
3159	水落正明	橋本市学文路1295				○	水落正明	橋本市学文路
3172	中本政三	伊都郡高野町中筒 香165			○	○	中本政三	伊都郡高野町中筒 香
3193	部谷治夫	伊都郡かつらぎ町 花園久木237			○	○	部谷治夫	伊都郡かつらぎ町 花園久木
3195	大谷敏一	伊都郡高野町上筒 香135			○	○	大谷敏一	伊都郡高野町上筒 香

和歌山県告示第45号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省紀南河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(空中写真撮影及び写真地図作成)
- 2 作業期間 平成28年1月5日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県新宮市熊野川流域

公 告

公 告

和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例(昭和54年和歌山県条例第9号)第8条第1項の規定により、和歌山県植物公園緑花センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定管理者 特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部
和歌山県和歌山市楠右衛門小路1番地
- 2 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

公 告

根来山げんきの森設置及び管理条例(平成14年和歌山県条例第24号)第6条第1項の規定により、根来山げんきの森の指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定管理者 特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部
和歌山県和歌山市楠右衛門小路1番地
- 2 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

公 告

護摩壇山森林公園設置及び管理条例(平成5年和歌山県条例第10号)第6条の規定により、護摩壇山森林公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定管理者 田辺市
和歌山県田辺市新屋敷町1番地
- 2 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画生産緑地地区の変更

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課